

# 防府市立保育所等における医療的ケア実施要綱

令和5年10月31日制定

## （目的）

第1条 この要綱は、看護師資格を有する職員（以下「担当看護師」という。）を配置する防府市立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において、日常生活を営むために医療を要する状態にあり、集団保育が可能であると市長が認めた児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し、医療的ケアを実施することにより、医療的ケア児が保育所等において健康で安全な生活を送ることができるよう必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、主治医の指示に基づいて保育所等で実施される医療的ケア児が日常生活を営む上で必要な医療的行為のうち、別表1に定めるものをいう。

## （対象児童）

第3条 対象児童は、第6条第1項の規定により受入れ可否について検討し、市長が医療的ケアの実施を認めた児童とする。

## （医療的ケア実施申込）

第4条 医療的ケアの実施を希望する保護者は、「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 主治医意見書（様式第2号）

(2) 重要事項確認票（様式第3号）

## （医療的ケア児受入検討会議検討会議）

第5条 前条第1項の規定による申込みがあった場合は、医療的ケア児の受入れ可能性について、別に定める医療的ケア児受入検討会議に意見を求める。

## （受入れ可否）

第6条 医療的ケア児の受入れ可否については、医療的ケア児受入検討会議の意見を踏まえて市長が決定する。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、「医療的ケア内定・保留通知書（様式第4号）」により保護者に通知するものとする。

（入所申込）

第7条 前条第2項の規定により、医療的ケア児の受入れが可能と通知された保護者（継続利用を除く）は、速やかに保育利用申込書を必要書類とともに市長に提出しなければならない。

（医療的ケアに関する指示）

第8条 利用調整の結果、医療的ケア児の入所が決定した保護者は、速やかに主治医による「医療的ケア指示書（様式第5号）」を市長に提出しなければならない。

2 前項の医療的ケア指示書の内容に変更が生じた場合、保護者は、速やかに主治医による「医療的ケア指示書（様式第5号）」を市長に提出しなければならない。

（医療的ケア実施の通知）

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の医療的ケア指示書の提出を受けたときは、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」を作成し、保護者に通知するものとする。

2 前項の医療的ケア実施通知書の内容に変更が生じた場合については、改めて「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」を作成し、保護者に通知するものとする。

（医療的ケア実施の承諾）

第10条 前条第1項又は第2項に規定する通知を受けた保護者は、その内容を承諾の上、「医療的ケア実施承諾書（様式第7号）」を市長に提出しなければならない。

（担当看護師等の業務）

第11条 担当看護師等は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第8条第1項の医療的ケア指示書及び第9条第1項の医療的ケア実施通知書に基づく医療的ケア
- (2) 医療的ケアの実施内容の記録
- (3) その他市長が必要と認める事項

(保育所等の責務)

第 1 2 条 保育所等は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 毎月、「医療的ケア実施報告書（様式第 8 号）」を作成し、保護者に交付すること。
- (2) 主治医の指示内容、主治医、保護者、嘱託医及びその他緊急時の受入医療機関並びに関係者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに、保育所等の職員に周知すること。
- (3) 緊急時には、前号に定めるマニュアルに基づき、適切に対応すること。
- (4) 医療的ケア児が安心して保育所等において生活できる環境を整えるために、担当看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。
- (5) 医療的ケアの実施中に、医療的ケア児の健康状態に異常が認められたときは、医療的ケアを直ちに中止し、保護者、主治医又は嘱託医に連絡するとともに、必要な応急処置を行うこと。

(保護者の責務)

第 1 3 条 保護者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 市長が必要と認める場合において、医療的ケアに係る面談を受けること。
- (2) 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等の準備及び点検を行うこと。
- (3) 主治医に対する診療報酬及び文書料並びに医療的ケアに必要な消耗品等の費用を負担すること。
- (4) 登園の際、医療的ケア児の健康状態について、担任保育士又は担当看護師等に伝達すること。
- (5) 原則として月 1 回以上主治医の診察を受け、医療的ケア児の健康状態等について担任保育士又は担当看護師等に伝達すること。
- (6) 医療的ケア児が進級する場合又は主治医の指示により医療的ケアの実施内容に変更等が生じる場合は、第 8 条第 1 項の医療的ケア指示書を再度提出すること。
- (7) 保育所等における医療的ケアが終了となる場合は、「医療的ケア終了届

(第9号様式)」を提出すること。

(8) その他保育園長が安心安全な保育の提供に係る調整を求めた場合は協力すること。

(実施状況の確認等)

第14条 市長は、医療的ケアの実施状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 市長は、必要に応じて、保育園長、担当看護師等、保護者、主治医及びその他市長が必要と認める者を招集し、医療的ケア児に係る情報交換等を目的とする会議を開催することができる。

(実施主体)

第15条 医療的ケアの実施主体は防府市とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、医療的ケアに係る必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

別表 1 （第 2 条関係）

| 医療的ケア                  |
|------------------------|
| 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）       |
| 吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内、気管） |
| 酸素療法                   |
| 導尿                     |
| 血糖管理                   |
| その他市長が必要と認めた医療的ケア      |